資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円（うち資本準備金とする額一億円）減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年一月二十六日

掲載頁　一二六頁（号外第十六号）

平成二十三年二月二日

熊本県八代市昭和同仁町九七一番地一

株式会社クリーンアメニティ

代表取締役　森崎　一樹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年二月十七日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年二月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年二月二日

東京都渋谷区広尾一丁目七番二〇号

株式会社クアリタ

代表取締役　原　幸平

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年二月十七日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年二月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年二月二日

東京都渋谷区広尾一丁目七番二〇号

株式会社サジェスト

代表取締役　宮内　宗頼

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年二月十七日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年二月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年二月二日

東京都渋谷区広尾一丁目七番二〇号

株式会社ケアリタ

代表取締役　原　幸平

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年二月十七日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年二月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年二月二日

東京都渋谷区広尾一丁目七番二〇号

株式会社ケアリタ

代表取締役　原　幸平

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年二月十七日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年二月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年二月二日

東京都渋谷区広尾一丁目七番二〇号

株式会社サジェスト

代表取締役　宮内　宗頼

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

みずほ信託銀行株式会社　本店

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年二月十七日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって平成二十三年二月下旬乃至三月上旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年二月二日

東京都千代田区神田多町二丁目二番地二二

ラップマスターエスエフティ株式会社

代表取締役　鈴木　幹雄

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年二月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年三月開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年二月二日

東京都千代田区西神田三丁目八番一号

株式会社ＧＣＩキャピタル

代表取締役　山内　英貴

株式交換につき株券等提出公告

当社は、上野株式会社（住所北九州市八幡西区青山二丁目三番一二号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年二月二日

福岡県遠賀郡水巻町下二西一丁目二番一八号

上野精機株式会社

代表取締役　上野　昇

限定承認公告

本籍神奈川県相模原市緑区西橋本一丁目一八番、最後の住所神奈川県相模原市緑区西橋本一丁目一八番五一号

被相続人　亡　松岡　誠

右被相続人は平成二十二年十一月八日死亡し、その相続人は平成二十三年一月二十一日横浜家庭裁判所相模原支部にて限定承認をしたから一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二日

埼玉県越谷市登戸町二〇番三五号森田ハイツ三〇一号室

相続財産管理人　松岡　裕樹

限定承認公告

本籍静岡県浜松市南区金折町一六六二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　足立　敬

右被相続人は平成二十二年八月十八日死亡し、その相続人は平成二十三年一月二十一日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二日

静岡県浜松市東区子安町三二二番地の七

相続財産管理人　足立　肇

限定承認公告

本籍京都府舞鶴市字下安久六二二番地一、最後の住所京都府舞鶴市字福来一五番地　府営住宅一〇二号

被相続人　亡　柳内　茂

右被相続人は平成二十二年九月二十日死亡し、その相続人は平成二十三年一月二十六日京都家庭裁判所舞鶴支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二日

京都府舞鶴市字福来一五番地　府営住宅一〇二号

限定承認者　柳内　由美

京都府舞鶴市字南田辺四〇番地四

右記代理人弁護士　小林　義和

限定承認公告

本籍大阪府高石市綾園二丁目八四番地六、最後の住所大阪府泉佐野市中庄一四八六番地（一―一六）

被相続人　亡　宮谷　佐市

右被相続人は平成二十二年十二月八日死亡し、その相続人は平成二十三年一月二十一日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二日

大阪府泉佐野市鶴原四三二番地五六

相続財産管理人　柿久保佳子

訂正公告

平成二十三年一月二十七日（号外第十七号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告の住所「静岡県浜松市西区呉松町一九五五番一」とあるは「静岡県浜松市西区呉松町一八二〇番地」、決算公告の住所「静岡県浜松市西区呉松町1955番１」とあるは「静岡県浜松市西区呉松町1820番地」、「効力発生日は平成二十三年三月一日」とあるは「効力発生日は平成二十三年三月三日」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

なお、この資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年二月二日

静岡県浜松市西区呉松町一八二〇番地

ジーニアルライト株式会社

代表取締役　下北　良

訂正公告

平成二十二年十二月二日（号外第二五四号）掲載の解散公告中、「株式会社商運」とあるは「株式会社商連」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年二月二日

愛媛県伊予市灘町七番地　株式会社商連

代表清算人　大内　祥久

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三一		九	二十五年三月	二十七年十二月

平成二十二年五月二十七日外務省告示第二百六十四号（人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）

一二	一二	一〜二	小児感染症予防計画
〃	四	三	「小児感染症予防計画」
〃	四	六〜七	「ナイジェリア連邦共和国における」を削除

平成二十二年十二月二十七日外務省告示第五百二十七号（ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）

一二	一二	一〜二	小児感染症予防計画
〃	四	三	「小児感染症予防計画」
〃	四	六〜七	「ナイジェリア連邦共和国における」を削除

平成二十二年十二月二十八日外務省告示第五百二十九号（パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）

一二	六	終りから六〜五	ポリオ撲滅計画
四	三	一〜二	「ポリオ撲滅計画」
〃	四	三〜二	「パキスタン・イスラム共和国における」を削除

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二日付第二二号九六ページ

―ジ●同日付政府調達第二二号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）